

町議会議員選挙繰上補充による 当選について

令和5年4月23日執行の野木町議会議員選挙において選出された黒川広氏は、令和6年3月31日付で退職し、議員に欠員が生まれました。このため、公職選挙法第112条第5項の規定により、令和6年4月1日に選挙会を開催し、小泉良一氏を繰上補充による当選人と決定し、同日に当選証書を付与しました。

問町選挙管理委員会 ☎(57)4114

ヘルスマイト養成講座 参加者募集

ヘルスマイトは野木町の健康づくりを、食生活を中心に応援するボランティア「食生活改善推進員」の愛称です。

☎6月7日、28日、7月12日、19日、26日(全て金曜日)
10時～15時 定10名 料¥1,500円程度(テキスト代)

所町公民館 対ヘルスマイトとして活動できる町内在住者
容子どもや高齢者の食生活、生活習慣病予防などをテーマにした講話や調理実習(全5回)、運動実技

【持ち物】エプロン、三角巾、マスク、筆記用具、お手ふき、食器用布巾 ※初回到テキスト代を集めます。

☎5月1日(水)～6月3日(月)問合せ先

問健康福祉課 ☎(57)4171

介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、高齢者の人数や介護サービスの利用状況等を見込み、3年ごとに見直しを行っています。また今回の見直しでは、介護保険事業を持続的に行うための介護保険法施行令の改正に伴い、所得段階を9段階から13段階へ変更し、高所得者の負担割合の引き上げおよび低所得者の負担割合の引き下げを行っています。令和6～8年度の介護保険料は、下表のとおりとなります。

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	介護保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・町民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・町民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.285	19,490円
第2段階	町民税世帯非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.485	33,170円
第3段階	町民税世帯非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.685	46,850円
第4段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90	61,560円
第5段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円超	基準額×1.00	68,400円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.20	82,080円
第7段階	本人が町民税課税かつ 合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.30	88,920円
第8段階	本人が町民税課税かつ 合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.50	102,600円
第9段階	本人が町民税課税で 合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.70	116,280円
第10段階	本人が町民税課税で 合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.90	129,960円
第11段階	本人が町民税課税で 合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.10	143,640円
第12段階	本人が町民税課税で 合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.30	157,320円
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が720万円以上	基準額×2.40	164,160円

※第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。

問健康福祉課 ☎(57)4173